

平成23年7月1日

## 電気用品安全法施行令の一部を改正する政令について

「電気用品安全法施行令の一部を改正する政令」が本日（7月1日（金））閣議決定されました。

電気用品安全法は、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的に、政令で定める電気用品について省令で技術基準を定めています。規制対象となっている電気用品の製造事業者等は、電気用品を国が定める技術基準に適合させること及び販売時には技術基準への適合を示す「PSEマーク」を表示することが義務付けられています。

今般の政令改正においては、LEDランプを電気用品安全法に基づく電気用品として新たに規制対象に追加します。また、電気掃除機及びリチウムイオン蓄電池の規制対象範囲を拡大します。

### 1. 規制対象品目

#### （1）LEDランプ等について

LEDランプ等が白熱電球等の照明器具の代替として急速に市場に出回りつつあり、またLEDランプ等で実際に事故が発生している点を踏まえ、今般、新たに規制対象とし、「エル・イー・ディー・ランプ」及び「エル・イー・ディー・電灯器具」を新たに規制対象に追加します。

#### （2）定格消費電力が1キロワットを超える電気掃除機について

現在、「電気掃除機（定格消費電力が1キロワット以下のものに限る）」が規制対象となっていますが、近年、定格消費電力が1キロワット超の吸引力の大きい電気掃除機が一般家庭に普及しつつあり、ここ数年、電気掃除機の電源コードが発熱し、消費者が火傷を負う等の事故が目立つようになってきました。このため、定格消費電力が1.5キロワット以下のものまで規制対象範囲を拡大します。

#### （3）特殊な構造のリチウムイオン蓄電池について

リチウムイオン蓄電池の発煙・発火事故が急増したことを受けて、平成20年に規制対象としたところですが、特殊な構造のリチウムイオン蓄電池については、事業者による設計変更準備等のための一定の猶予期間（平成20年11月から2年間程度）を設けていました。今般、一定の猶予期間が経過したため、これまで規制対象外とされていた「特殊な構造の蓄電池」を新たに電気用品の規制対象とします。

## 2. 今後の予定

公布：平成23年 7月6日（水）

施行：平成24年 7月1日（日）

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務流通グループ製品安全課長 矢島

担当者：松本

電話：03-3501-1511（内線 4301～6）

03-3501-4707（直通）